

特定非営利活動法人秋田県介護支援専門員協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人秋田県介護支援専門員協会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を秋田県秋田市旭北栄町1番5号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、公正・中立なケアマネジメントを確立し、介護支援専門員の資質及び社会的地位の向上に努めることをもって、県民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動

(事業の種類)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 介護支援専門員養成・研修等事業
 - ② ネットワーク構築・支援等事業
 - ③ 相談・情報提供等事業
 - ④ 調査・研究・提言等事業
 - ⑤ 日本介護支援専門員協会支部事業
 - ⑥ 地区協会支援事業
 - ⑦ 研修委託事業
 - ⑧ 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
 - ⑨ その他 本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 本会に次の会員を置く。

(1) 正会員

本会の目的、事業及び運営の主旨に賛同する者で、介護保険法（平成9年法第1

23号)第7条第1項第5号に規定する介護支援専門員、又は第69条の第1項に規定する介護支援専門員の登録を受けている者のいずれかであって、本会の目的に賛同して入会した者

(2) 賛助会員

本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(3) 名誉会員

本会に特別な功績があった者で、本人の承諾を得て総会において承認された者

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により会長に申し込むものとし、会長は理事会の審査を経て、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 会長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員又は賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 法令、定款等に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員等

(種別及び定数)

第13条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 9人以上15人以内

(2) 監事 2人以上3人以内

2 理事のうち、1人を会長、2人を副会長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 会長及び副会長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 本会の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。この場合においては、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問)

第20条 本会に、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は本会の業務について、会長の諮問に答え、又は意見を具申する。

(事務局及び職員)

第21条 本会の事務を処理するために、本会に事務局を設け、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長は、理事会の議決を経て会長が委託し、職員は会長が任命する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第22条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第52条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他本会の運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって

招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その請求の日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の5分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第28条、前条第2項、次条第1項第2号及び第53条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織及び運営
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、請求の日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(充足数)

第37条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第38条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第39条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第37条及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第41条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

（資産の区分）

第42条 本会の資産は、特定非営利活動に係る事業の資産の1種とする。

（資産の管理）

第43条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

（会計の原則）

第44条 本会の会計は、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 収入及び支出は、予算に基づいておこなうこと
- (2) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること
- (3) 財産目録、貸借対照表及び収支決算書は、会計簿に基づいて、収支及び財政状態に関する真実の内容を明瞭に表示したものとする
- (4) 採用する会計処理の基準及び手続きについては、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと

（会計の区分）

第45条 本会の会計は、特定非営利活動に係る事業の会計の1種とする。

（事業計画及び収支予算）

第46条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第48条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第49条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第50条 本会の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第51条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(臨機の措置)

第52条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第53条 本会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第54条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得な

なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第55条 本会が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において選定した者に譲渡（帰属）するものとする。

(合併)

第56条 本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに、官報及びインターネットを利用したホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、本会の成立の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会長	福本雅治
副会長	佐藤哲彦
副会長	佐々木生久夫
理事	春日富二子
理事	米川譲
理事	長尾良子
理事	木原由美子
理事	小松京子
理事	渡部勝
監事	齊藤潤一郎
監事	川浪妙子

3 本会の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成23年3月31日までとする。

4 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 本会の設立当初の事業年度は、第51条の規定にかかわらず、成立の日から平成23年3月31日までとする。

6 本会の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金			1, 0 0 0 円
(2) 年会費	正会員		6, 5 0 0 円
	賛助会員	1 団体	3 0, 0 0 0 円
		個 人	5, 0 0 0 円

令和7年度の事業計画書

令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで

特定非営利活動法人 秋田県介護支援専門員協会

1 事業実施の方針

定款第3条に定める本会の目的である、①公正・中立なケアマネジメントの確立、②介護支援専門員の資質及び社会的地位の向上、③県民の健康と福祉の向上に寄与するため、定款第5条の定めにより必要な事業を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
介護支援専門員養成・研修等事業 研修委託事業	介護支援専門員研修 介護支援専門員の資質向上及び資格更新のための研修を行う。	(A) 年間 (B) 県社会福祉会館 (C) 30人	(D) 介護支援専門員 (E) 800人	22,723
	資格管理業務 介護支援専門員の資格管理を行う。	(A) 年間 (B) 事務局 (C) 5人	(D) 介護支援専門員 (E) 800人	4,315
	認定調査員等研修 認定調査員等の養成及び資質向上のための研修を行う。	(A) 年5回 (B) 県社会福祉会館 (C) 15人	(D) 認定調査員等 (E) 300人	586
調査・研究・提言等事業	介護報酬改定の検証及び、担い手である人材に関する調査を行い、必要な政策提言を行う。	(A) 年間 (B) 事務局 (C) 5人	(D) 介護支援専門員 (E) 800人	250
相談・情報提供等事業 ネットワーク構築・支援等事業	ケアラー支援・普及啓発事業 普及啓発のための研修等の開催、LINE相談業務を行う。	(A) 年間 (B) 事務局、県社会福祉会館、他 (C) 15人	(D) 一般市民 (E) 500人	3,690
日本介護支援専門員協会支部事業	会費徴収・会員管理業務	(A) 年間 (B) 事務局 (C) 5人	(D) 介護支援専門員 (E) 800人	4,900

地区協会支援事業	地区支援金の支給及び定期的な会議の開催により、地区活動を支援する。	(A) 年間 (B) 事務局 (C) 5 人	(D) 介護支援専門員 (E) 800 人	450
介護保険法に基づく居宅介護支援事業	令和 8 年度開設に向けた準備を進める。	(A) 年間 (B) 事務局 (C) 5 人		

令和8年度の事業計画書

令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで

特定非営利活動法人 秋田県介護支援専門員協会

1 事業実施の方針

定款第3条に定める本会の目的である、①公正・中立なケアマネジメントの確立、②介護支援専門員の資質及び社会的地位の向上、③県民の健康と福祉の向上に寄与するため、定款第5条の定めにより必要な事業を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
介護支援専門員養成・研修等事業 研修委託事業	介護支援専門員研修 介護支援専門員の資質向上及び資格更新のための研修を行う。	(A) 年間 (B) 県社会福祉会館 (C) 30 人	(D) 介護支援専門員 (E) 800 人	22,723
	資格管理業務 介護支援専門員の資格管理を行う。	(A) 年間 (B) 事務局 (C) 5 人	(D) 介護支援専門員 (E) 800 人	4,315
	認定調査員等研修 認定調査員等の養成及び資質向上のための研修を行う。	(A) 年 5 回 (B) 県社会福祉会館 (C) 15 人	(D) 認定調査員等 (E) 300 人	586
調査・研究・提言等事業	介護報酬改定の検証及び、担い手である人材に関する調査を行い、必要な政策提言を行う。	(A) 年間 (B) 事務局 (C) 5 人	(D) 介護支援専門員 (E) 800 人	250
相談・情報提供等事業 ネットワーク構築・支援等事業	ケアラー支援・普及啓発事業 普及啓発のための研修等の開催、LINE 相談業務を行う。	(A) 年間 (B) 事務局、県社会福祉会館、他 (C) 15 人	(D) 一般市民 (E) 500 人	3,690
日本介護支援専門員協会支部事業	会費徴収・会員管理業務	(A) 年間 (B) 事務局 (C) 5 人	(D) 介護支援専門員 (E) 800 人	4,900

地区協会支援事業	地区支援金の支給及び定期的な会議の開催により、地区活動を支援する。	(A) 年間 (B) 事務局 (C) 5 人	(D) 介護支援専門員 (E) 800 人	450
介護保険法に基づく居宅介護支援事業	要介護者の居宅サービス計画の作成及び支援	(A) 年間 (B) 事務局 (C) 1 人	(D) 要介護者等 (E) 50 人	4,799

令和7年度 活動予算書
令和7年4月1日 から 令和8年3月31日まで
特定非営利活動法人 秋田県介護支援専門員協会
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
受取入会金	50,000		
受取会費	6,295,500	6,345,500	
2 受取助成金等			
介護支援専門員法定研修補助金	737,000	737,000	
3 事業収益			
介護支援専門員養成研修等事業収益	15,155,690		
委託研修等事業収益(指導力及び実践力向上研修)	2,587,162		
委託研修等事業収益(認定調査員等研修)	586,850		
委託研修等事業収益(ケアラー支援普及啓発事業)	3,690,891		
委託研修等事業収益(登録管理業務)	4,315,918		
受講料等収益	7,388,000		
日本介護支援専門員協会支部事業費	390,000	34,114,511	
4 その他収益			
受取利息	10,000	10,000	
経常収益計			41,207,011
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	11,809,800		
法定福利費	1,771,470		
福利厚生費	80,000		
人件費計	13,661,270		
(2) その他経費			
諸謝金	5,850,000		
教材費等	5,800,700		
広告宣伝費	620,000		
協会年会費	3,990,000		
地区年会費	1,135,500		
地区支援費	390,000		
会議費	300,000		
旅費交通費	250,000		
通信運搬費	1,650,000		
消耗品費	850,000		
支払手数料	50,000		
賃借料	610,000		
減価償却費	487,965		
租税公課	1,268,674		
その他経費計	23,252,839		
事業費計		36,914,109	
2 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	1,312,200		
法定福利費	196,830		
福利厚生費	20,000		
人件費計	1,529,030		
(2) その他経費			
会議費	100,000		
旅費交通費	150,000		
通信運搬費	380,000		
消耗品費	450,000		
水道光熱費	500,000		
支払手数料	570,000		
地代家賃	96,000		
賃借料	20,000		
その他経費計	2,266,000		
管理費計		3,795,030	
経常費用計			40,709,139
当期経常増減額			497,872
当期正味財産増減額			497,872
前期繰越正味財産額			12,195,640
次期繰越正味財産額			12,693,512

令和8年度 活動予算書(案)
 令和8年4月1日 から 令和9年3月31日まで
 特定非営利活動法人 秋田県介護支援専門員協会
 (単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
受取入会金	50,000		
受取会費	6,295,500	6,345,500	
2 受取助成金等			
介護支援専門員法定研修補助金	737,000	737,000	
3 事業収益			
介護支援専門員養成研修等事業収益	15,155,690		
委託研修等事業収益 (指導力及び実践力向上研修)	2,587,162		
委託研修等事業収益 (認定調査員等研修)	586,850		
委託研修等事業収益 (ケアラー事業)	3,690,891		
委託研修等事業収益 (登録管理業務)	4,315,918		
受講料等収益	7,388,000		
日本介護支援専門員協会支部事業費	390,000		
居宅介護支援事業収益	4,800,000	38,914,511	
4 その他収益			
受取利息	10,000	10,000	
経常収益計			46,007,011
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	15,239,800		
法定福利費	2,285,970		
福利厚生費	100,000		
人件費計	17,625,770		
(2) その他経費			
諸謝金	5,850,000		
教材費等	5,800,700		
広告宣伝費	620,000		
協会年会費	3,990,000		
地区年会費	1,135,500		
地区支援費	390,000		
会議費	300,000		
旅費交通費	430,000		
通信運搬費	1,850,000		
消耗品費	970,000		
支払手数料	50,000		
賃借料	1,030,000		
減価償却費	402,575		
租税公課	1,268,674		
その他経費計	24,087,449		
事業費計		41,713,219	
2 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	1,312,200		
法定福利費	196,830		
福利厚生費	20,000		
人件費計	1,529,030		
(2) その他経費			
会議費	100,000		
旅費交通費	150,000		
通信運搬費	380,000		
消耗品費	450,000		
水道光熱費	500,000		
支払手数料	570,000		
地代家賃	96,000		
賃借料	20,000		
その他経費計	2,266,000		
管理費計		3,795,030	
経常費用計			45,508,249
当期経常増減額			498,762
当期正味財産増減額			498,762
前期繰越正味財産額			12,693,512
次期繰越正味財産額			13,192,274